

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年3月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年4月3日から同月23日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業) 高屋地区	坂出市建設経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 銚地区	〃